平成12年(ワ)第7499号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成13年9月10日

刊 次 原 告 株式会社ダイワ 訴訟代理人弁護士 辰 巳 和 正 補佐人弁理士 安 倍 逸 郎 被 告 富士車輌販売株式会社 訴訟代理人弁護士 阪 ロ 春 男

訴訟代理人弁護士 阪 口 春 男 同 岩 井 泉

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、金4000万円及びこれに対する平成12年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要 木供け 「廃棄

本件は、「廃棄物運搬車」の特許発明の特許権者である原告が被告に対し、 被告の販売する廃棄物運搬車は同特許発明の技術的範囲に属すると主張して、損害 賠償を請求した事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 原告は、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許発明を「本件発明」という。)を有している。なお、本件特許権は、株式会社東光(以下「東光」という。)の特許出願によるものであり、原告は、その後、東光から本件特許権を譲り受け、平成11年5月19日にその旨の登録を経由した。
 - ア 発明の名称 廃棄物運搬車
 - イ 特許番号 第2761584号
 - ウ 出 願 日 平成6年10月28日(特願平6-289270号)
 - 工 公 開 日 平成8年5月21日(特開平8-127283号)
 - オ 登 録 日 平成10年3月27日
- カ 特許請求の範囲は、別紙特許公報該当欄記載のとおり(以下「本件公報」という。)。
 - (2) 本件発明の構成要件は、次のとおり分説するのが相当である。

【請求項1】

A 走行可能な車両に搭載され、後部を中心として傾動可能に搭載された廃棄物回収用の回転ドラムと、該回転ドラムを支持する傾動フレームの後上部に軸着されて回動し、前記回転ドラムの後部の開口部を覆う蓋体とを有する廃棄物運搬車において、

- B 前記回転ドラムの後部には、クラッシャが該回転ドラムと分離して設けられ、該クラッシャによって破砕された廃棄物を前記回転ドラムに収納すると共に、
- C 該蓋体の内側には、前記傾動フレームの上部に軸着され、油圧シリンダーによって傾動する回動フレームを設けられ、
 - D 該回動フレームに前記クラッシャが搭載されている
 - E ことを特徴とする廃棄物運搬車。

【請求項2】

- F 前記回転ドラムの内側には、前記破砕された廃棄物を搬送するスクリュー羽根が設けられている
 - G 請求項1記載の廃棄物運搬車。

【請求項3】

- H 前記蓋体の中央には、前記クラッシャに廃棄物を投入する投入口が設けられ、
 - I 該投入口の下部には開閉するガイドバ―が設けられている
 - J 請求項1又は2に記載の廃棄物運搬車。

【請求項4】

K 前記投入口の上部には、シート状のカバーが垂下状態で設けられている

- L 請求項3記載の廃棄物運搬車。
- (3) 本件発明の目的及び作用効果は次のとおりである。

ア 埋め立て処分する産業廃棄物は、形状が小さいものでないと廃棄処理できないようになっている。

でないようになっている。 従来は、大きい形状の産業廃棄物を含む場合、トラック等で一度クラッシャのある場所まで運んで細かく破砕し、その後焼却処理をし、又は直接埋め立て処分場に運び埋め立て処分を行っていたが、手間や運送費用がかさむという問題があった。本件発明はこのような事情に鑑みなされたもので、産業廃棄物等を投入するだけで、細かく破砕されて回転ドラム内に収納され、そのまま焼却処理又は埋め立て処分ができる廃棄物運搬車を提供することを目的とする。

イ 本件発明(請求項1)の廃棄物運搬車は、回転ドラムの後部にクラッシャが該回転ドラムと分離して設けられ、該クラッシャによって破砕された廃棄物を

前記回転ドラムに収納するように構成されている。

そして、蓋体の内側には、傾動フレームの上部に軸着され、油圧シリンダーによって傾動する回動フレームが設けられ、該回動フレームに前記クラッシャが搭載されているので、油圧シリンダーのロッドを更に押し出して回動フレームを傾動させることにより、クラッシャも傾動されて、収納した廃棄物を排出することができる。

(4) 被告は、別紙被告物件目録記載1のクラッシングロータリープレス、同目録記載2のチッピングロータリープレス・4トン、同目録記載3のニューチッピングロータリープレス・試作車、同目録記載4のニューチッピングロータリープレス・量産車を販売している(以下、これらの廃棄物運搬車を併せて「被告物件」という。)。

(5) 被告物件は、別紙被告物件目録添付の各説明図によれば、少なくとも次の

構成を有しており、本件発明の構成要件A、B及びEを備えている。

ア 走行可能な車両に搭載され、後部を中心として傾動可能に搭載された廃棄物回収用回転ドラムと、該回転ドラムを支持する傾動フレーム3の後上部に軸着されて回動し、前記回転ドラムの後部の開口部を覆う蓋体10とを有し、該蓋体10は柱状縦横フレーム5(6)、本体板(板材)7及び化粧板9からなる廃棄物運搬車である。

状縦横フレーム5(6)、本体板(板材)7及び化粧板9からなる廃棄物運搬車である。 イ 前記回転ドラムの後部には、クラッシャ24が該回転ドラムと分離して設けられ、該クラッシャ24によって破砕された廃棄物を前記回転ドラムに収納するとともに、前記柱状縦横フレーム5(6)に前記クラッシャ24が搭載されている。

(6) 廃棄物運搬車に関するその余の事情

(第5条)。また、収集車の販売契約が成立した場合には、不二精機及び富士車輌は、東光の前記役割分担に基づくアイデア及び業務の提供に対して、東光に別途協議して定める相当の対価を支払うこととされた(第6条)。

イ 被告及び富士車輌は、平成8年3月15日、東光との間で、本件基本契約に基づき、東光によるアイデア及び業務の提供に対する対価として、被告及び不二精機を含めた販売台数の合計が20台達成までは、1台当たり50万円を支払う旨の内容を含む覚書(以下「本件覚書」という。甲7)を取り交わした。
ウ 被告ないし富士車輌は、平成8年3月15日から平成11年6月13日までの間に、研砕機付収集車5台を販売し、これに伴い、本件基本契約及び本件党

ウ 被告ないし富士車輌は、平成8年3月15日から平成11年6月13日までの間に、破砕機付収集車5台を販売し、これに伴い、本件基本契約及び本件覚書に基づいて、原告に対し、1台当たり50万円合計250万円の金員を支払った

エ 本件基本契約の契約期間は、平成9年6月14日に2年間延長されたが、平成11年6月13日に同契約期間が満了となった。

2 争点

- 被告物件は、構成要件C、Dの「回動フレーム」を備えているか。

2) 損害の発生及び額 争点に関する当事者の主張

争点(1)(被告物件は、構成要件C、Dの「回動フレーム」を備えている か。) について

[原告の主張]

被告物件の本体板(板材)7が構成要件Aの「蓋体」に該当し、柱状縦横 フレーム5(6)が構成要件で、Dの「回動フレーム」に該当すると解すべきである。

本件発明においては、「回動フレーム」が「蓋体」の内側に設けられてい るのに対し、被告物件においては、「回動フレーム」に相当する柱状縦横フレーム 5(6)と「蓋体」に相当する本体板(板材)7が一体化した構造となっており、そこに クラッシャが搭載されている。しかし、構成要件C、Dの「回動フレーム」と、被 告物件の本体板(板材)7と一体化した柱状縦横フレーム5(6)は、作用効果が同一で

あり、実質的に同一であるとみることができる。 被告は、本件発明の「回動フレーム」は、蓋体とは別体でその内側に設けられた独立の構成要素であると解すべきであると主張するが、本件発明は、構造部 材としての回動フレームにクラッシャを搭載した点に特許性を有するのであり、回 動フレームが蓋体と別体である必要はない。被告物件は、車体後部に設置された柱 縦横フレーム5(6)にクラッシャが搭載されているから、柱縦横フレーム5(6)が蓋体 を構成する一部であるとしても、本件発明の「回動フレーム」に当たる。

よって、被告物件は、構成要件C、Dの「回動フレーム」を備えている。 本件基本契約及び本件覚書が締結された際、被告及び富士車輌は、東光か ら出願中の本件発明の具体的内容の告知を受けた上で、収集車の販売1台当たり5 0万円の支払を合意したのであるから、東光との間の金銭支払の合意は、実質的に は本件発明の実施許諾に対する対価の支払を約したものと評価でき、実施料として 合計250万円が東光に支払われてきたものである。しかるに、本件基本契約の期 間満了に際し、被告及び富士車輌は、「チッピングロータリープレス車」との商品 名の廃棄物運搬車は本件発明の技術的範囲に属しないとの見解を示したので、原告 との間で実施契約が締結されないまま現在に至っているのである。

被告の出願経過及び公知技術参酌の主張に対し、次のとおり反論する。 被告は、特開平8-113307号公開特許公報(乙1の1。以下「乙 1の1公報」という。)に基づく拒絶理由通知を受けて、東光が本件発明の特許請 求の範囲を補正して現明細書のとおりとなったとの出願経過を参酌して、本件発明 の技術的範囲を限定して解釈すべきであると主張する。

しかし、乙1の1公報の発明は、富士車輌により、本件発明に関する特 許を受ける権利を冒認して出願されたものであるから、本件発明の特許出願に対す る先願としての地位を生じない。したがって、乙1の1公報を引用例とした上記拒 絶理由自体が成立しないものであり、その結果、本件発明は、特許出願時の明細書 の特許請求の範囲に記載された状態で特許されたと解することもでき、出願経過を 参酌して技術的範囲を解釈する被告の主張は許されない。

イ 被告は、本件発明の先行技術文献として、乙1の1公報、特開昭63-208405号公開特許公報(乙4。以下「乙4公報」という。)を挙げて、クラ ッシャを回動フレームではなく、蓋体に直接取り付けた廃棄物運搬車は、本件発明 の技術的範囲から積極的に排除されるべきであると主張する。

しかし、乙1の1公報記載の発明は、本件発明の出願時に公知ではない 乙4公報には、後扉の内側に破砕装置を取り付けた塵芥収集車が記載されてい るにすぎず、破砕装置の支持強度に問題があるものである。

したがって、上記公知技術を基にした被告の主張は理由がない。

〔被告の主張〕

本件発明においては、蓋体の内側に回動フレームが設けられ、かつ該回動 フレームは蓋体とは別体にして単独で傾動可能な構成であることは明らかである。 被告物件は、回転ドラムの後部の開口部を覆う蓋体10は存在するが、構成

要件Cの「回動フレーム」に相当する部材は存在しない。

原告は、柱状縦横フレーム5(6)が「回動フレーム」に該当すると主張する が、柱状縦横フレーム5(6)は蓋体10の一構成部材にすぎず「回動フレーム」に該当 しないことは明らかである。

また、被告物件は、上記のとおり「回動フレーム」自体が存在しないた 「回動フレーム」にクラッシャが搭載されているとの構成要件Dも備えていな

構成要件C、Dの「回動フレーム」は、次の理由からも広く解釈すべきで はなく、蓋体とは全く別体にしてその内側に設けられた独立の構成要素であると解 釈されるべきである。

ア 本件発明の出願経過の参酌について

(ア) 本件発明に係る出願当初の明細書によれば、特許請求の範囲は次の とおりとされていた。

【請求項1】

走行可能な車両に搭載され、後部を中心として傾動可能に搭載された廃棄物回収用の回転ドラムと、該回転ドラムを支持する傾動フレームの後上部に軸着されて回動し、前記回転ドラムの後部の開口部を覆う蓋体とを有する廃棄物運 搬車において、前記回転ドラムの後部には、クラッシャが該回転ドラムと分離して 設けられ、該クラッシャによって破砕された廃棄物を前記回転ドラムに収納するこ とを特徴とする廃棄物運搬車。

【請求項2】

前記蓋体の内側には、前記傾動フレームの上部に軸着され、油圧シリンダーによって傾動する回動フレームが設けられ(本件発明の構成要件Cに相当 する。) 、該回動フレームに前記クラッシャが搭載されている(本件発明の構成要 件口に相当する。)請求項1記載の廃棄物運搬車。

(イ) 上記出願に対し、特許庁審査官により、請求項1記載の特許発明は、本件特許出願より先願である乙1の1公報に記載の特許発明、すなわち、回転ドラムの後部の開口部を覆う蓋体に直接クラッシャを取り付けた発明と同一であるから、特許法29条の2の記載により行為を受けることができない旨の平成9年8 月5日付の拒絶理由通知が出された(乙2)

(ウ) 出願人である東光は、上記拒絶理由通知を受けて、当初出願の特許 請求の範囲の請求項1を削除し、請求項2に係る発明を請求項1とし、その他の請 求項も請求項1に従属する形にする平成9年10月6日付補正書を提出し(乙

3)、その結果、平成10年1月27日に特許査定を受けた。

(エ) したがって、本件発明は、上記構成要件C及びDを限定的に付加することにより特許が付与された経緯を参酌すると、同構成要件C及びDが本件発明の本質的部分であり、同構成要件C及びDに係る「回動フレーム」を広く解釈すべ きではない。

公知技術文献の参酌

(ア) 乙1の1公報は、本件発明の特許出願日前の出願に係り、本件特許 出願後に公開されたものであるが、同公報には、本件発明の構成要件A、B(ただ し、クラッシャは一軸式)と同一の技術が記載されている。また、本件特許出願前 に発行された乙4公報には、本件発明の構成要件A、B(ただし、クラッシャは二 軸式)と同一の技術が開示されている。乙1の1公報記載の発明と乙4公報記載の発明との相違点は、粉砕機(クラッシャ)が一軸式か二軸式かという点であり、 「貯留ドラム・集塵収容箱(回転ドラムに相当)の後部開口部を覆う後扉(蓋体に

相当)に粉砕機(クラッシャに相当)を取り付ける」ということは、乙1の1公報記載の発明と乙4公報記載の発明で異なるところはなく、この構成自体は本件発明 の特許出願時には公知であった。

(イ) 上記公知文献を参酌すると、本件発明においては、「蓋体の内側に、該蓋体とは別体の回動フレームを設けるとともに、クラッシャを蓋体ではなく、回動フレームに搭載する」ことのみが新規な構成であり、クラッシャを回動フ レームでなく、蓋体に直接取り付けた廃棄物運搬車は、本件発明の技術的範囲から 排除されるべきである。

なお、原告は、本件覚書によって1台当たり50万円の支払が合意された ことについて、それは本件発明の実施許諾による実施料の趣旨であると主張するが、上記金銭支払の合意は、基本契約第5条記載のとおり、東光のアイデアの提供、すなわち東光が被告及び富士車輌の顧客の立場からそのニーズを伝えたことに 対するものであり、実施料の趣旨ではない。

争点(2) (損害の発生及び額) について

〔原告の主張〕

被告及び富士車輌は、平成11年5月19日から現在までに、被告物件を少 なくとも40台製造、販売し、1台当たり200万円、合計8000万円の純利益 を得ているから、原告が被告物件の販売行為により被った損害は8000万円と推 定される。

原告は、被告に対し、上記8000万円の損害のうち、4000万円を請求 する。

〔被告の主張〕

原告の主張事実は争う。

第4 争点に対する判断

1 争点(1)(被告物件は、構成要件C、Dの「回動フレーム」を備えているか。)について

(1) 原告は、構成要件C、Dの「回動フレーム」は蓋体と一体となったものを含むと主張し、一方、被告は、同「回動フレーム」は蓋体とは別体のものに限られると主張する。

ア 本件発明の特許請求の範囲の記載からすれば、「蓋体」は「傾動フレームの後上部に軸着されて回動」する(構成要件A)のに対し、「回動フレーム」は「蓋体の内側」に、「傾動フレームの上部に軸着され、油圧シリンダーによって傾動」する(構成要件C)とされており、両者の位置及び動きについて「後上部」「回動」、「上部」「傾動」という異なる語が用いられていることからすれば、「蓋体」及び「回動フレーム」は一体の物ではなく別体であり、「回動フレーム」は、「蓋体」の内側に位置し、この「蓋体」とは別体の「回動フレーム」にクラッシャが搭載される(構成要件C)と解するのが、文言上自然な解釈である。

イまた、【発明の詳細な説明】の【実施例】の項には次の記載がある。
(ア) 蓋体20の支持方法について「蓋体20の上部両側には連結部82が設けられており、その連結部82が、両側の前記垂直支持部48の外側上部に取付けられている固定ブラケット84に設けられているピン85に連結されている。」(本件公報6欄6~10行)とされ、その作動機構について「それぞれの固定ブラケット84の外側には油圧シリンダー86が取付けられ、油圧シリンダー86のロッド88の先端は、それぞれの連結部82の下側に設けられている連結突起90に回動自在に軸着されている。そして、それぞれの油圧シリンダー86のロッド88を押し出すことにより、蓋体20がピン85を中心に傾動するようになっている。」(6欄10~16行)とされている。

一方、回動フレームの支持方法については、「前記回動フレーム22は、両側の前記垂直支持部48の上部に設けられたピン92に回動自在に連結されている。」、6個17~10行)とされている。

ー方、回動フレームの支持方法については、「前記回動フレーム22 は、両側の前記垂直支持部48の上部に設けられたピン92に回動自在に連結されている。」(6欄17~19行)とされ、その作動機構について「両側の垂直部93の後側上部に固着された上部水平部94の両側には、垂直支持部48の中程にヘッド側が軸着された油圧シリンダー96のロッド98の先端が軸着されている。そして、油圧シリンダー96のロッド98を押し出すことにより、回動フレーム22がピン92を中心に傾動するようになっている。」(6欄19~24行)とされている。上記実施例の記載は、蓋体と回動フレームについて、連結されるピン及び作動に用いるシリンダーが別異に構成されていることを示している。

(イ) さらに、廃棄物運搬車を埋め立て廃棄場所まで移動して廃棄物を排出する際には、「油圧シリンダー86を作動させて蓋体20を傾動させ、……傾動フレーム16と共に回転ドラム14及びボディー58を後部側に傾動させ(図5参照)、更に、油圧シリンダー96を作動させて回動フレーム22及びクラッシャ24を傾動させて回転ドラム14を逆回転させて回転ドラム14に溜まっている破砕された廃棄物を開口部18から排出する。」(6欄48行~7欄6行)とされ、排出が完了した後の作動について、「回転ドラム14の回転を止め、油圧シリンダー96を逆方向に作動させて回動フレーム22を最初の位置に戻し、油圧シリンダー54を逆方向に作動させて傾動フレーム16及び回転ドラム14を最初の位置に戻す。」(7欄7~12行)とされ、蓋体及び回動フレームは別異に作動させることを示している。

しかも、その作動状況が示される図1、図3及び図5において、蓋体と回動フレームがそれぞれ別異に傾動している状態が示されている。 (ウ) そうすると、【発明の詳細な説明】の【実施例】の項においても、

(ワ) そうすると、【発明の詳細な説明】の【実施例】の頃においても、「蓋体」と「回動フレーム」とは支持方法、作動機構が別異に構成され、別異に作動させる技術が示されているということができ、それは前記ア記載の特許請求の範囲から導かれる解釈に沿ったものである。そして、【発明の詳細な説明】の項には、原告が主張するような「蓋体」と「回動フレーム」が一体となった構成を含むことを示唆するような記載はない。

以上によれば、構成要件C、Dの「回動フレーム」は、「蓋体」と別体 のもので「回動フレーム」と「蓋体」の内側、すなわち回転ドラム側に位置し、そ の「回動フレーム」にクラッシャが搭載されるものと解すべきである。

エ なお、本件発明の出願過程において、拒絶理由通知を受けて ある東光が特許請求の範囲を補正して現明細書のとおりとなったとの被告の主張に 対し、原告は、同拒絶理由で先願の発明として引用された乙1の1公報記載の発明 は富士車輌が冒認出願したものであるから、拒絶理由自体が成り立たず、その結果、本件発明は特許出願時の明細書の特許請求の範囲に記載された状態で特許され

たと解すべきであるとの主張をする。 しかしながら、仮に拒絶理由の引用例とされた発明について原告主張の ような冒認出願という事情があったとしても、拒絶理由通知を受けて出願人が明細書の補正をした以上、その効果は出願時に遡り、本件発明の技術的範囲は補正され た明細書の特許請求の範囲に基づいて定めるべきである。原告が主張するような事 情の有無は、本件発明の構成要件の解釈に何ら影響を与えるものではない。

被告物件においては、クラッシャ24は柱状縦横フレーム5(6)に搭載されて この柱状縦横フレーム5(6)は、本体板(板材)7及び化粧板9とともに一体 となって蓋体10を形成しており、蓋体10と、クラッシャ24が搭載される柱状縦横フ -ム5(6)は別体ではない。

そうすると、被告物件は、構成要件Cの「回動フレーム」を備えておら ず、構成要件Dの「クラッシャが回動フレーム」に搭載されるとの構成も備えてい

ないというべきである。 したがって、被告物件は、本件発明の請求項1の技術的範囲に属さず、また請求項1を引用する請求項2ないし4の技術的範囲にも属さない。

なお、原告は、本件基本契約及び本件覚書による金銭支払の合意は、実質 的には本件発明の実施許諾に対する対価の支払を約したものと評価でき、被告ない し富士車輌は実施料として合計250万円を東光に支払ってきたとの事実を主張す る(原告の主張は、被告物件のうち「チッピングロータリープレス車」との商品名 のもの以外は、被告ないし富士車輌において本件発明の技術的範囲に属することを 前提に東光に実施料を支払ってきたということを、事情として述べる趣旨であると 解される。)。

。 しかし、原告の本件請求は、契約関係に基づくものではなく、特許権侵害 を理由とするものであるから、被告物件が本件発明の技術的範囲に属さないことが 前記のとおりである以上、原告主張のような事実が仮に認められるとしても(もっ とも、甲6、7の記載内容からすれば、本件基本契約及び本件念書に基づく金銭支 払の合意が本件発明の実施許諾の対価の趣旨であったとは認め難い。)、被告物件 の販売が原告の有する本件特許権を侵害するかどうかの判断を左右するものでない ことは明らかである。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決 する。

大阪地方裁判所第21民事部

裁判長裁判官 小 松 雄 裁判官 阿 多 麻 子 裁判官 前 \blacksquare 郁 勝

(別紙) 被告物件目録 クラッシングロータリープレス 「(クラッシングロータリープレス)の説明図」記載のとおり

- 2 チッピングロータリープレス・4トン 「(チッピングロータリープレス 4トン)の説明図」記載のとおり
- ニューチッピングロータリープレス・試作車 「(ニューチッピングロータリープレス・試作車)の説明図」記載のとおり

4 ニューチッピングロータリープレス・量産車 「(ニューチッピングロータリープレス・量産車)の説明図」記載のとおり

なお、上記各説明図中の番号は、次の部材を示す。

3 傾動フレーム 5(6) 柱状縦横フレーム 7 本体板(板材) 8 遮蔽板 9 化粧板 10 蓋体 24 クラッシャ

(クラッシングロータリープレス)の説明図 (チッピングロータリープレス 4 トン)の説明図 (ニューチッピングロータリープレス・試作車)の説明図 (ニューチッピングロータリープレス・量産車)の説明図